

平成22年度税制改正の概要

所得税法等（扶養控除関係）の改正	本文 参照頁
1 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止	
(1) 年少扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除が廃止されました。（平成23年分以降適用）	65
(2) 上記(1)の改正にあわせて、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。	65
2 特定扶養親族（16歳から18歳まで）に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止	
(1) 高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、16歳から18歳までの控除対象扶養親族に対する扶養控除の額が38万円（改正前：63万円）とされました。（平成23年分以降適用）	65
(2) 上記(1)の改正にあわせて、特定扶養親族の対象範囲が、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者とされました。	65
3 同居特別障害者加算の特例の改組（同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し）	67
年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合の扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円（改正前：40万円）に引き上げられました。（平成23年分以降適用）	
4 扶養控除の見直し等に伴う源泉徴収等に関する改正	
年少扶養親族に対する扶養控除の廃止等に伴い、給与所得又は公的年金等に係る源泉徴収制度について、次の改正が行われました。（平成23年1月1日以降適用）	
(1) 給与所得の源泉徴収及び年末調整並びに公的年金等の源泉徴収の際に、控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。）及び同居特別障害者の人数を考慮して、その受給者の給与等又は公的年金等に係る税額を計算することとされました。	73
(2) 給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申	73

- 告書並びに公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の扶養親族に関する記載事項については、その対象を控除対象扶養親族に限ることとされました。
- (3) 給与所得の源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の扶養親族に関する記載事項については、その対象を控除対象扶養親族に限ることとされました。

73

所得税法等（生命保険料控除、寄附金控除等）の改正

本文
参照頁

1 生命保険料控除の改組

76

生命保険料控除が改組され、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられました。

- (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除
- イ 新たに介護医療保険料控除（適用限度額4万円）が創設されました。
 - ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。
 - ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の支払保険料等の合計額	所得控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

ニ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じてそれぞれ保険料控除が適用されることとなりました。

- (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除
- 従前と同様の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（適用限度額それぞれ5万円）が適用されます。
- (3) 新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合
- 新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額4万円）とされました。
- イ 新契約の支払保険料等について、上記(1)ハの計算式により計算した金

額	
ロ 旧契約の支払保険料等について、従前の計算式により計算した金額	
2 寄附金控除制度の改正	86
寄付金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。	
3 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除制度の改正	87
上記2の改正に伴い、政治活動に関する寄附をした場合の寄付金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。	
4 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置の改正	
(1) 租税特別措置法に定められていた本措置を所得税法の規定とすることとされました。	88
(2) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会に加盟している一定の団体から交付される金品で一定のものについても、所得税を課さないこととされました。	88
5 先物取引に関する支払調書制度等の改正	
先物取引に関する支払調書制度等の対象に、次に掲げる取引を追加することとされました。	
(1) 商品先物取引法の次に掲げる取引	91
① 先物取引のうち商品スワップ取引等	
② 店頭商品デリバティブ取引	
③ 外国商品市場取引	
(2) 金融商品取引法の次に掲げる取引	92
① 市場デリバティブ取引のうち金融スワップ取引等	
② 外国市場デリバティブ取引	
6 生命保険契約及び損害保険契約の範囲の明確化	94
保険法の制定に伴い、現行の所得税法令に規定する「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲を明確化するための所要の整備が行われました。	
7 配当所得の改正	96
グループ法人間で行われる適格現物分配について、配当所得の対象となる配当等の範囲から除外することとされました。	
8 無対価組織再編成に係る整備	97
無対価で行われる合併、分割型分割及び株式交換のうち、事実上対価の交付があったものと同様の効果を有するものについては、所得税法上対価の交	

付があった場合と同様の課税関係となるよう所要の整備が行われました。

9 罰則の見直し

所得税の関係法令の罰則について次のとおり見直すこととされました。

(1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等

101

脱税犯に係る懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、申告所得税は脱犯・不正受還付犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものを追加することとされました。

(2) 秩序犯に係る法定刑の引上げ等

101

秩序犯に係る罰金刑の上限を引き上げるとともに、申告書不提出犯の対象に、租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書の不提出を追加することとされました。

(3) その他

101

① 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し

国税通則法に、税務職員の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定が設けられることに伴い、所得税法等に規定されている税務職員の守秘義務違反に対する罰則規定を削除することとされました。

② 両罰規定の公訴時効期間の特例の整備

源泉所得税は脱及び源泉所得税不納付に係る両罰規定の公訴時効期間は、その源泉所得税は脱及び源泉所得税不納付に係る罪の公訴時効期間によることとされました。

租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正

本文
参照頁

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

(1) 配当所得の非課税

103

居住者等が金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限り、）については、所得税を課さないこととされました。

(2) 譲渡所得等の非課税

106

居住者等が非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に、その非課税口座に係る非課税口座内上場株

式等について非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととされました。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなすこととされました。	
(3) 非課税口座	108
上記の非課税口座とは、居住者等が、非課税の特例の適用を受けるため、その者の氏名、住所その他一定の事項を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付した上、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成24年から平成26年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座(各年1口座のみ)をいいます。 この非課税口座には、その開設の日から同日の属する年の12月31日までの期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託又はその金融商品取引業者等から取得した上場株式等で、その期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものその他一定の上場株式等のみを受け入れることができます。	
2 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止	127
上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置が講じられた上、廃止することとされました。	
3 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例及び上場株式等の配当所得に係る申告分離課税の特例の改正	128
金融商品取引所に上場されている株式その他一定の株式を発行した株式会社の公開買付けによりその法人が自己の株式の取得をした場合には、その自己の株式の取得によるみなし配当に係る大口株主等の判定の基準日を、その公開買付け期間の末日とすることとされました。	
4 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の改正	130
(1) 上場株式等の配当等でみなし配当に該当するものの支払をする法人は、その上場株式等の配当等の支払をする際、その上場株式等の配当等の支払の取扱者に対し、そのみなし配当の交付の基となった事由及びみなし配当額等を通知しなければならないこととされました。 (2) 大口株主等の判定の基準日について、上記3と同様の改正が行われました。	

5 国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例の改正	131
国内の金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等の源泉徴収義務者となる国内の支払の取扱者は、その国外株式の配当等の支払を受ける者のその国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。）をする者とされました。	
6 配当等の支払通知書に関する改正	132
①上場株式配当等、オープン型の証券投資信託の収益分配金若しくはみなし配当の支払を受ける信託の受託者又は②これらの配当等を他人のために業務に関連して名義人として支払を受ける者が、その信託の受益者等又はその他人に対して交付する上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書又は配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限が、これらの配当等の支払の確定した日から45日以内（支払通知書をその年中に支払った配当等の額の合計額で作成する場合には、翌年2月15日まで）とされました。	
7 上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の改正	134
特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました。	
8 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正	136
上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額は、その全額を、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書の対象にされました。	
9 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正	137
特例の適用対象となる特定管理株式の範囲から、非課税口座内上場株式等のうち、その非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、その金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄（整理銘柄）又は上場を廃止するおそれがある銘柄（監理銘柄）としてその非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に非課税口座から特定口座に移管がされたもの等が除かれました。	
10 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正	141
(1) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が追加されました。	
① 相続等により取得した被相続人等が開設していた非課税口座で管理されていた非課税口座内上場株式等で、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等にその相続人等が開設している特定口座に移管がさ	

れるもの	
② 上場株式等以外の株式等を発行した法人の一定の合併により取得する 合併法人の株式又は合併親法人の株式	
③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の一定の分割により取得する 分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式	
④ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の一定の株式交換又は株式移 転により取得する株式交換完全親法人若しくはその親法人の株式又は株 式移転完全親法人の株式	
⑤ 非課税口座から特定口座への移管により受け入れる上場株式等	
(2) 出国の定義について、所要の整備が行われました。	144
11 割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例の改正	145
譲渡による所得が課税対象とされる公社債の範囲に、利子が支払われない 公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）が加えられました。	
12 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止	146
平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適 用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止することとされました。	
13 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の改正	147
特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制） の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生 事業会社を除外することとされました。	

租税特別措置法（所得税関係の住宅・土地税制）の改正	本 文 参照頁
1 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	149
本特例の適用対象となる譲渡資産について、その譲渡に係る対価の額が 2億円以下であることの要件が追加された上、適用期限が平成23年12月31日 まで2年延長されました。	
2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	154
本特例の適用期限が平成23年12月31日まで2年延長されました。	
3 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正	156
本特例の適用期限が平成23年12月31日まで2年延長されました。	
4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止	157
本特例については、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止す	

ることとされました。なお、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対しては、廃止前の特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられています。	
5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正	160
本特例の対象となる優良住宅地等のための譲渡から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	
6 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の改正	161
自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、本特例を引き続き適用するための所要の整備が行われました。	
7 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の改正	
(1) 本特例の適用対象となる特定住宅地造成事業等のために土地等が買収られる場合から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買収られる場合が除外されました。	164
(2) 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、本特例を引き続き適用するための所要の整備が行われました。	164
8 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例の廃止	166
平成21年6月30日の適用期限が到来したため、本特例が廃止されました。	
9 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の改正	167
本特例が適用されない土地等の譲渡から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	
10 短期譲渡所得の課税の特例の改正	168
本特例が適用されない土地等の譲渡から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	

租税特別措置法（所得税関係の事業所得等の課税の特例等）の改正	本文参照頁
1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除制度の改正	172
試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択できる措置の適用期限が平成24年まで2年延長されました。	

2 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	172
制度の対象資産の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました。	
また、対象設備について、14設備が除外され、1設備が縮減されました。	
3 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	174
適用対象となるソフトウェアから除外されるソフトウェアの範囲の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。	
4 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正	
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除について、次の見直しが行われました。	175
① 製造業その他一定の事業を営む中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が加えられました。	
② 特定旅館業を営む中小企業者以外の者に係る措置が除外されました。	
(2) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除について、教育訓練費割合の計算における労務費のうち法定福利費の範囲に、平成22年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金が含まれることとされました。	177
5 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の廃止	178
適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
6 特定設備等の特別償却制度の改正	
次の見直しが行われました。	
(1) 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました。	179
(2) 対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、PCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた個人がその無害化処理に使用するものに限定され、その適用期限が1年延長されました。	179
7 地震防災対策用資産の特別償却制度の改正	179
耐震改修工事に係る措置が適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。	

8 特定電気通信設備等の特別償却制度の廃止	180
適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
9 資源再生化設備等の特別償却制度の廃止	181
適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
10 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正	
過疎地域に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました。	
（1）対象となる事業につき、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業が追加されるとともに、ソフトウェア業が除外されました。	182
（2）過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本措置の対象地区が追加されました。	182
11 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の改正	
（1）障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、障害者雇用割合の算定の基礎となる従業員の総数に短時間労働者数の2分の1の数が、雇用障害者数に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者数の2分の1の数が、それぞれ加えられました。	182
（2）公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却の適用期限が1年延長されました。	183
12 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の改正	183
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴い、障害者就労支援事業所の判定に係る労働者に短時間労働者が加えられ、短時間労働者に係る障害者数等の計算方法が定められました。	
13 優良賃貸住宅の割増償却制度の改正	184
中心市街地優良賃貸住宅に係る措置が適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
14 特別償却等に関する複数の規定の不適用制度の改正	185
所要の規定の整備が行われました。	
15 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の改正	185
その適用期限が2年延長されました。	
16 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の改正	186
その適用期限が2年延長されました。	
17 探鉱準備金制度の改正	186
その適用期限が3年延長されました。	

18 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例制度の改正

186

その適用期限が2年延長されました。

法人税法の改正	本文 参照頁
1 資本に係る取引等に係る税制	
(1) 100%グループ内の法人間の取引等	
① 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等 連結法人間取引の損益の調整制度について、内国法人が譲渡損益調整資産を当該内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を、所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する制度に改組されました。これに伴い、適格事後設立制度は廃止されました。	193
② 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価制度について、株式交換等の直前に株式交換完全子法人等と株式交換完全親法人等との間に完全支配関係がある場合のその株式交換等が適用対象から除外されました。	205
③ 100%グループ内の法人間の寄附 内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金についてその全額が損金不算入とされるとともに、当該他の内国法人が受けた受贈益についてその全額が益金不算入とされました。また、完全支配関係がある他の法人から受贈益を受け、又は完全支配関係がある他の法人に寄附金を支出した法人の株主が有するその法人の株式の帳簿価額及びその株主の利益積立金額の調整計算について定められました。	206
④ 100%グループ内の現物配当 内国法人が行う現物分配（法人がその株主等に剰余金の配当等の事由により金銭以外の資産の交付をすることをいいます。）のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるものを適格現	210

物分配とし、適格現物分配による資産の移転をその適格現物分配の直前の帳簿価額による譲渡とするほか、適格現物分配について他の適格組織再編成に準じた措置が講じられました。	
⑤ 100%グループ内の受取配当等	231
完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、負債の利子を控除せず、その全額が益金不算入とされました。	
⑥ 100%グループ内法人の株式の発行法人に対する譲渡	234
内国法人が、その有する株式を発行した他の内国法人で当該内国法人との間に完全支配関係があるものからみなし配当の額が生ずる基因となる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合等には、当該事由により生ずる株式の譲渡損益を計上しないこととされました。	
(2) 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用	239
資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人又は相互会社等との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人については、中小企業者等の軽減税率を適用しないととも、特定同族会社の特別税率の適用対象とされました。	
(3) 連結納税制度	
① 連結欠損金額	244
連結欠損金の繰越し制度について、次の見直しが行われました。	
イ 連結欠損金額とみなす欠損金額の範囲に、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度が適用されない連結子法人の最初連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額等及び連結子法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額等を追加する。	
ロ 上記イの欠損金額等及び連結親法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前7年以内に開始した各事業年度において生じた未処理欠損金額等で連結欠損金額とみなされるものを特定連結欠損金額とする。	
ハ 連結所得の金額から控除する特定連結欠損金額は、特定連結欠損金個別帰属額（特定連結欠損金額に係る連結欠損金個別帰属額をいいます。）を有する各連結法人の当該特定連結欠損金個別帰属額が個別所得金額に達するまでの金額の合計額（連結所得の金額を限度）とする。	
② 連結納税の承認申請書の提出期限	266
連結納税の承認申請書の提出期限について、最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前の日（改正前：6月前の日）とされ	

ました。	
③ 連結納税への加入の場合のみなし事業年度の特例	267
連結親法人事業年度開始の日の前後1月の期間において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合の最初連結事業年度の特例制度について、連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができる制度に改組され、この制度の適用を受けた当該他の内国法人の連結納税の承認の効力発生日が当該末日の翌日とされました。	
④ 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価	272
連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う時価評価の対象となる資産等について、支配日以後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産等が除外されました。	
(4) 清算所得課税の廃止	
① 清算所得課税が廃止されるとともに、清算中の内国法人である普通法人又は協同組合等に各事業年度の所得に対する法人税を課することとされました。	276
② 法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、青色欠損金額等以外の欠損金額を損金の額に算入することとされました。	276
③ 連結子法人の解散（合併による解散を除きます。）のうち破産手続開始の決定による解散以外のものが、連結納税の承認の取消事由から除外されました。	278
④ みなし事業年度、確定申告書の提出期限等について所要の規定の整備が行われました。	279
(5) 残余財産確定の場合の欠損金の引継ぎ	284
内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に未処理欠損金額等があるときは、その未処理欠損金額等に相当する金額は、その株主である内国法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた当該他の内国法人の事業年度開始の日の属するその株主である内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなすこととされました。	
(6) 組織再編税制の見直し	
① 適格合併等における欠損金の制限措置等の見直し	288
支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合において、その支配関係が合併法人等の適格組織再編成等の日の属する事業年度開	

始の日の5年前の日又は合併法人等若しくは被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続してあるときは、繰越青色欠損金額に係る制限制度及び特定資産の譲渡等損失額の損金不算入制度を適用しないこととされました。また、その適格組織再編成等が事業を移転しない適格分割若しくは適格現物出資又は適格現物分配である場合に制限の対象となる欠損金額及び譲渡等損失額を移転資産の価額に応じた金額とすることができる特例が設けられました。	
② 分割型分割のみなし事業年度の廃止	297
分割型分割について、みなし事業年度を設けないこととされました。これに伴い、適格分割型分割が行われた場合の分割承継法人の増加する資本金等の額は、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の直前の資本金等の額に基づき算出することとされました。	
③ 適格分社型分割等の場合の時価法等	312
一括評価金銭債権又は短期売買商品、売買目的有価証券、空売り等に係る契約、未決済デリバティブ取引に係る契約、繰延ヘッジ処理若しくは時価ヘッジ処理の対象となる資産等若しくは外貨建資産等を適格分社型分割等により移転する場合には、その移転の直前の時又は前日を事業年度終了の日とみなして、貸倒引当金の繰入れ又は時価評価による損益の計上を行うこととされました。	
④ 無対価組織再編成	321
対価が交付されない分割が行われた場合の分割型分割と分社型分割との区分、対価が交付されない適格合併又は適格株式交換が行われた場合の株式の譲渡損益の計算方法等について、明確化が行われました。	
⑤ 合併類似適格分割型分割制度の廃止	332
欠損金の引継ぎ等の合併類似適格分割型分割が行われた場合に係る各措置は、廃止されました。	
(7) みなし配当の生ずる取引に関する課税の適正化	338
自己株式としての取得が行われることが予定されている株式を取得した場合におけるその取得した株式に係るみなし配当の額については、受取配当等の益金不算入制度を適用しないこととされました。また、抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととされました。	
(8) その他	
① 受取配当等の益金不算入制度の負債利子控除制度における簡便計算の基準年度の見直し	341
受取配当等の益金不算入制度について、負債利子控除の計算に関する簡便法の基準年度が平成22年4月1日から平成24年3月31日までに開始	

する各事業年度とされました。 ② 所得税額控除における利子配当等の計算期間の明確化 利子配当等の計算の基礎となった期間の起算日について、1年以上前に設立された法人からの初回配当についてはその配当を受けた日の1年前の日の翌日を起算日とする等の明確化が行われました。 ③ 連結法人間の適格合併等に伴う単体欠損金の繰越控除制度の調整規定の整備 連結法人間の適格合併等が行われた場合の単体欠損金の繰越控除制度の調整規定が整備されました。 2 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度（廃止） 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入制度は、廃止されました。 3 罰則の見直し 脱税犯及び秩序犯に係る法定刑の引上げ並びに税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直しが行われました。	342 343 347 348
---	---

租税特別措置法等（法人税関係）の改正	本文参照頁
1 法人税率の特例関係 中小企業者等の法人税率の特例の対象となる普通法人から次の法人が除外されました。 (1) 資本金の額等が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社又は法人課税信託の受託法人（以下「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人 (2) 法人課税信託の受託法人 2 税額控除関係 (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度において、現物分配が行われた場合における被現物分配法人に係る比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算について、所要の改正が行われました。 ② 適格事後設立制度の廃止及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止に伴い、試験研究費の総額に係る税額控除制度及び試験研究費	353 355

の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算について、所要の改正が行われました。 ③ 連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直しに伴い、連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度等について、所要の改正が行われました。 ④ 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限が2年延長されました。	
(2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、次の見直しが行われました。 ① エネルギー需給構造改革推進設備等の範囲について、石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を化石燃料以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産とする見直しが行われました。 ② エネルギー需給構造改革推進設備等のうちその他の石油代替エネルギー利用設備等の見直しが行われました。 ③ 連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました。	361
(3) 中小企業投資促進税制について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。 ① 情報基盤強化税制の廃止及び中小企業等基盤強化税制への中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置の追加に伴い、対象となるソフトウェアの見直しが行われました。 ② 上記(2)③と同様の改正が行われました。	363
(4) 中小企業等基盤強化税制について、次の見直しが行われました。 ① 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除について、次の見直しが行われました。 イ 対象となる措置に中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が追加されました。 ロ 対象となる措置から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置が除外されました。 ハ 上記(2)③と同様の改正が行われました。 ② 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除について、教育訓練費割合の計算における労務費のうち法定福利費の範囲に平成22年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金を含めることとされました。	365

(5) 情報基盤強化税制が適用期限の到来をもって廃止されました。なお、中小企業者については、中小企業等基盤強化税制における措置の1つとして、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が追加されています。	370
(6) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例、沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除及び沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除について、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止、連結子法人の解散が行われた場合における連結納税の承認の取消し事由の見直し等に伴う所要の改正が行われました。	370
3 特別償却関係	
(1) 特定設備等の特別償却制度における公害防止用設備について、次の見直しが行われました。	371
① 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました。	
② PCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づくPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物等の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けた法人がその無害化処理に使用するものに限定された上、その適用期限が1年延長されました。	
(2) 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に伴う特定建築物に係る措置が適用期限の到来をもって廃止されました。	376
(3) 特定電気通信設備等の特別償却制度が適用期限の到来をもって廃止されました。	377
(4) 資源再生化設備等の特別償却制度が適用期限の到来をもって廃止されました。	377
(5) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度における過疎地域に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました。	378
① 対象事業について、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業が追加されるとともに、ソフトウェア業が除外されました。	
② 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本措置の対象地区となる過疎地域の区域が追加されました。	
(6) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、次の見直しが行われました。	382
① 障害者雇用割合の算定に係る計算式の分母となる常時雇用する従業員の総数に短時間労働者の数が、同計算式の分子となる雇用障害者数に身	

体障害者又は知的障害者である短時間労働者の数が、それぞれ追加されました。 ② 本制度における障害者のうち身体障害者手帳の所持者の範囲に肝臓の機能の障害を有する者を含めることとされました。 (7) 障害者対応設備等の特別償却制度の適用期限が1年延長されました。 (8) 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、次の見直しが行われました。 ① 障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に短時間労働者を追加することとされました。 ② 障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における身体障害者の範囲に肝臓の機能の障害を有する者を含めることとされました。 ③ 現物分配が行われた場合における被現物分配法人に係る前事業年度等における支援事業所取引金額の計算について、所要の改正が行われました。 ④ 適格事後設立制度の廃止及び分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止に伴い、前事業年度等における支援事業所取引金額の合理的な方法による計算等について、所要の改正が行われました。 (9) 優良賃貸住宅の割増償却制度について、次の見直しが行われました。 ① 中心市街地優良賃貸住宅に係る措置が適用期限の到来をもって廃止されました。 ② 適格合併等によって高齢者向け優良賃貸住宅の移転を受けた場合の供用日の引継ぎ等に関する措置について、適格事後設立により移転を受けた場合が除外されるとともに、適格現物分配により移転を受けた場合が追加されました。 (10) 特定再開発建築物等の割増償却制度、倉庫用建物等の割増償却制度、特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例制度及び準備金方式による特別償却制度について、適格事後設立制度の廃止、適格現物分配に係る措置の整備等に伴う所要の改正が行われました。 4 準備金等関係 (1) 海外投資等損失準備金制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。 ① 資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の特定株式等に係る準備金の積立率が90%（改正前：100%）に引き下げられました。 ② 資源開発事業等及び資源の探鉱等の事業の対象となる資源から、石炭及び木材が除外されました。 ③ 適格合併等により準備金対象資産が移転する場合の益金算入規定の適	384 384 388 389 390
--	--

用除外等に関する措置について、所要の改正が行われました。

- ④ 連結納税制度における適用対象法人から清算中の連結子法人が除外されました。
- (2) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しが行われました。 392
- ① 火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会が行う火災共済に係る積立率が2%（改正前：2.5%）に引き下げられました。
- ② 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長されました。
- イ 火災共済に係る積立率の特例における積立率が4%（改正前：5%）に引き下げられました。
- ロ 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例について、その対象となる事業年度から、火災保険等については事業年度終了の日における異常危険準備金の残高がその事業年度における正味収入保険料の30%を超える場合のその事業年度が、火災共済については同残高がその事業年度における正味収入共済掛金の60%（協同組合連合会が行う火災共済については、75%）を超える場合のその事業年度が、それぞれ除外されました。
- ③ 10年経過異常危険準備金の積立残高がある場合の益金算入における被合併法人等からの引継ぎ金額の加算等に関する措置について、所要の改正が行われました。
- ④ 事業年度が1年に満たない場合の洗替保証限度額の算定における当年度保険料等の計算の特例について、所要の改正が行われました。
- ⑤ 上記(1)④と同様の改正が行われました。
- (3) 中小企業等の貸倒引当金の特例について、次の見直しが行われました。 395
- ① 中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例の対象となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人が除外されました。
- ② 本制度の対象に適格分割等により分割承継法人等に移転する一括評価金銭債権について期中一括貸倒引当金勘定を設けた場合のその一括評価金銭債権が追加されました。
- (4) 農業経営基盤強化準備金制度について、次の見直しが行われました。 396
- ① 適用対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織が除外されました。
- ② 適用対象となる交付金等について、水田農業構造改革補助金が除外されるとともに、戸別所得補償制度実証事業交付金が追加されました。
- ③ 上記(1)④と同様の改正が行われました。

(5) その他の準備金制度について、適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度の廃止等に伴う所要の改正が行われました。	397
(6) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度及び特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金に係る特定災害防止準備金制度の適用期限が2年延長されました。	398
(7) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限が3年延長されました。	398
5 土地税制関係	
(1) 法人の（一般の）土地の譲渡等がある場合の追加課税制度について、次の見直しが行われました。	400
① 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡に係る適用除外措置の対象から独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	
② 土地の譲渡等の範囲から除かれる行為について、適格事後設立による土地等の移転が除外されるとともに、適格現物分配による土地等の移転が追加されました。	
③ 清算中の法人の残余財産のうちに土地等がある場合における譲渡利益金額の算定の基礎となる収益の額及び原価の額の計算等について、所要の改正が行われました。	
(2) 法人の短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の追加課税制度について、次の見直しが行われました。	402
① 本制度の適用除外措置の対象から独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。	
② 適格事後設立制度の廃止、適格現物分配に係る措置の整備等に伴う所要の改正が行われました。	
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（1,500万円特別控除）制度について、次の見直しが行われました。	404
① 適用対象から地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等が買い取られる場合が除外されました。	
② 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴う所要の改正が行われました。	
(4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しが行われました。	406
① 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本制度の対象地域となる都市開発区域等のうち過疎地域の区域が追加されました。	
② 適格事後設立制度の廃止、分割型分割を行った場合のみなし事業年度	

の廃止、適格現物分配に係る措置の整備等に伴う所要の改正が行われました。	
(5) 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例が適用期限の到来に伴い廃止されました。	407
(6) その他の土地税制について、適格事後設立制度の廃止、適格現物分配に係る措置の整備等に伴う所要の改正が行われました。	407
6 その他の特別措置関係	
(1) 交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。	409
① 中小企業者に係る定額控除額の特例の対象となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人が除外されました。	
② 清算中の各事業年度が本制度の対象事業年度とされました。	
(2) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、清算所得課税の廃止及び通常所得課税への移行に伴う所要の改正が行われた上、その適用期限が2年延長されました。	410
(3) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例について、次の改正が行われました。	411
① 認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等について、次のとおり見直されました。	
イ 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類から除外され、その5年間の保存の義務付け等がされました。	
ロ 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類について、申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外され、国税庁長官が所轄庁からその事業報告書等の写しの提出を受けること等とされました。	
ハ 法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の所轄庁の証明書について、国税庁長官が所轄庁から提出を受けること等とされました。	
② 閲覧書類等から、報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項、社員の親族割合に関する事項及び特定法人等割合に関する事項を記載した書類が除外されました。	
③ 初回の認定を受けようとする特定非営利活動法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる特例の適用期限が1年延長されました。	
(4) 特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例が平成22年3月31日	413

をもって廃止されました。	
(5) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。	414
① 本制度の適用除外となる法人から大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人が除外されました。	
② 清算中に終了する事業年度の欠損金額については、本制度を適用しないこととされました。	
(6) 特定目的会社に係る課税の特例について、次の見直しが行われました。	415
① 特定社債に係る機関投資家による引受要件が保有見込要件とされました。	
② 国内募集50%超要件について、その対象につき、特定社債が除外されるとともに、一定の特定出資が追加されました。	
(7) その他の特別措置について、適格事後設立制度の廃止、適格現物分配に係る措置の整備等に伴う所要の改正が行われました。	418
(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。	419
(9) 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例における農林中央金庫等の合併に係る措置の適用期限が3年延長されました。	419

相続税法等の改正	本文参照頁
一 相続税・贈与税関係	
1 保険法の制定に伴うみなし相続・贈与財産の改正	421
保険法の制定を踏まえ、みなし相続・贈与財産である生命保険契約及び損害保険契約の範囲が明確化されました。	
2 障害者控除の改正	425
障害者控除の計算に用いる年数について、相続人が85歳（改正前70歳）に達するまでの年数によることとされました。	
3 定期金給付契約に関する権利の評価の改正	
定期金給付契約に関する権利の相続税及び贈与税の評価方法について、次の見直しが行われました。	
(1) 定期金給付事由が発生している定期金給付契約に関する権利の評価額は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とすることとされました。	428
イ 解約返戻金相当額	

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金の金額	
ハ 予定利率等を基に算出した金額	
(2) 定期金給付事由が発生していない定期金給付契約に関する権利の評価額は、原則として解約返戻金相当額とすることとされました。	429
4 罰則の見直し	432
脱税犯等に係る法定刑の引上げ等の見直しが行われました。	
二 地価税関係	
1 罰則の見直し	433
脱税犯等に係る法定刑の引上げ等の見直しが行われました。	

租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の改正	本文参照頁
1 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正	
(1) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前200㎡まで50%減額）が、適用対象から除外されました。	438
(2) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとされました。	439
(3) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算することとされました。	440
(4) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明確化されました。	440
2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の改正	
(1) 適用期限が平成22年1月1日から平成23年12月31日までとされました。	448
(2) 非課税限度額が次のとおり引き上げられました。	447
イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円	
ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円	
(3) 特定受贈者の要件に、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であることが追加されました。	448
3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例の改正	
(1) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用期限が平成23年12月31日まで2年延長されました。	450
(2) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特	450

別控除の特例について、平成21年12月31日の適用期限をもって廃止されました。	
4 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の改正	456
非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度が適用されない一定の法人の株式等を認定会社を通じて保有する場合における適用要件が明確化されるとともに、この場合における当該認定会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しが行われました。	467 471
5 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る経過措置（平成21年改正法附則64②⑦）の改正	476
上記4の改正に伴い、所要の見直しが行われました。	
6 相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出に係る罰則の創設	479
正当な理由がなくて相続税及び贈与税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯の対象とすることとされました。	

租税特別措置法（登録免許税関係）の改正	本文 参照頁
1 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の改正	481
適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記が除外された上、適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	
2 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置の改正	482
次の資本金の額の増加の登記について、適用対象となる資本金の額の上限が3,000億円とされた上、適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	
① 株式会社の設立又は資本金の額の増加	
② 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記	
3 関西国際空港株式会社等の登記の免税措置の改正	484
関西国際空港株式会社等が受ける次の登記について、免税措置から税率の軽減措置に改組された上、その適用期限が平成23年3月31日までとされました。	
① 資本金の額の増加の登記（政府出資の部分に限る。） 1,000分の1	

② 土地の所有権の移転の登記 1,000分の3	
③ 土地の地上権又は賃借権の設定の登記 1,000分の1.5	
④ 土地の所有権の保存の登記 1,000分の0.5	
4 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の改正	485
所有権の保存登記及び抵当権の設定登記に係る軽減税率が1,000分の3に引き上げられた上、その適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。	
5 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正	
(1) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき不動産又は指名金銭債権を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置について、その適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地（倉庫等）が除外されるとともに、所有権の移転登記の軽減税率が次のとおり段階的に引き上げられた上、適用期限が平成25年3月31日まで3年（質権又は抵当権の移転登記にあっては平成23年3月31日まで1年）延長されました。	486
① 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8	
② 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の11	
③ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の13	
(2) 信託会社等が、投資信託約款に従い特定不動産を取得した場合の所有権の移転の登記の税率の軽減措置について、その適用対象となる不動産から倉庫等が除外されるとともに、税率が次のとおり段階的に引き上げられた上、適用期限が平成25年3月31日まで3年延長されました。	486
① 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8	
② 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の11	
③ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の13	
(3) 一定の投資法人が、規約に従い特定不動産を取得した場合の所有権の移転の登記の税率の軽減措置について、その適用対象となる不動産から倉庫等が除外されるとともに、税率が次のとおり段階的に引き上げられた上、適用期限が平成25年3月31日まで3年延長されました。	486
① 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1,000分の8	
② 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1,000分の11	
③ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1,000分の13	
6 租税特別措置の適用期限の延長	
次の租税特別措置の適用期限が2年延長されました。	
(1) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置	487
(2) 預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に	488

基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受け等に係る資本金の額の増加の登記の税率の軽減措置 (3) 認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置	488
7 租税特別措置の廃止 次の租税特別措置が適用期限をもって、所要の経過措置を講じた上、廃止されました。 (1) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (2) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (3) 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記の税率の軽減措置 (4) 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (5) 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (6) 独立行政法人農林漁業信用基金が旧法人から承継した権利又は資産に係る登記等の免税措置	488

国際課税関係の改正	本文 参照頁
1 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等の改正 (1) 特定外国子会社等の判定における租税負担割合の基準が20%以下（改正前25%以下）に引き下げられました。また、その租税負担割合の計算において非課税所得から除かれる本店所在地国以外の国の法人から受ける配当等に、外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないことを要件として非課税とされる配当等が追加されました。 (2) 合算課税の対象となる内国法人等の直接及び間接の外国関係会社の株式等の保有割合要件が10%以上（改正前5%以上）に引き上げられました。 (3) 被統括会社の株式等の保有を行う統括会社（当該統括会社の事業年度終了の時に於いて有する被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が当該事業年度終了の時に於いて有する株式等の帳簿価額の合計額の50%に相当する金額を超える場合における当該統括会社に限ります。）を本特例の適用除外とならない株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等から除外	493 493 494

することとされました。また、卸売業を主たる事業とする統括会社に係る被統括会社を非関連者基準における関連者から除外することとされました。

(注) 本措置の導入に伴い、特定外国子会社等で非関連者基準又は所在地国基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合に人件費の10%相当額を適用対象金額から控除する措置は、廃止されました。

- (4) 適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の剰余金の配当等、利子、償還差益、譲渡対価、使用料又は貸付けによる対価に係る所得（以下「特定所得」といいます。）を有する場合には、特定所得の金額の合計額（以下「部分適用対象金額」といいます。）のうち、内国法人等のその有する株式等に対応する部分として計算した金額を収益の額とみなして、その内国法人等の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました。

なお、特定外国子会社等の部分適用対象金額に係る収入金額が1,000万円以下である場合又は特定外国子会社等の決算に基づく所得の金額に相当する金額のうちに部分適用対象金額の占める割合が5%以下である場合には、本措置は適用されません。

- (5) 内国法人等が外国法人から受ける剰余金の配当等の額のうち、当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額をその内国法人等の所得の金額の計算上益金の額に算入しないこととする等の措置が講じられました。

(注) 間接特定課税対象金額とは、内国法人等の剰余金の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度における次の金額のうちいずれか少ない金額をいいます。

イ 上記の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額のうち、内国法人等の有する当該外国法人の直接保有の株式等に対応する金額

ロ イの他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額のうち、内国法人等の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等に対応する金額

- (6) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における外国関係法人の租税負担割合の基準等について、所要の改正が行われました。

2 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）の改正

移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提示又は提出を求めている書類の範囲について、明確化が図られました。

496

499

503

508

3 振替国債等の利子の課税の特例等の改正

- (1) 適格外国証券投資信託の範囲に、次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限ります。）が追加されました。 510

- ① その外国投資信託の設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、一定の要件を満たすもの
- ② その外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、その外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその旨の記載がなされている外国投資信託。

- (2) 振替国債等の利子の課税の特例に係る適用手続について、次の改正が行われました。 510

- ① 非課税適用申告書について、振替国債等の利子の支払者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定振替機関等又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定振替機関等の所轄税務署長に提出することとされました。

- ② 適格外国仲介業者の承認制度について、振替国債等の利子の支払者ごとの所轄税務署長の承認から特定振替機関ごとの国税庁長官の承認とし、その承認の取消事由を明確化することとされました。

- ③ 所有期間明細書について、非課税区分口座において振替記載等を受けた振替国債等につき特定振替機関等又は適格外国仲介業者が源泉徴収の計算の明細書をその振替国債等の利子の支払者に提出した場合には、非居住者又は外国法人による提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から振替国債等の利子の受領者に関する事項を適格口座管理機関に通知させ、これを基に適格口座管理機関が振替国債等の利子に係る支払調書を提出することとされました。

(注) 「適格口座管理機関」とは、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、非課税区分口座設定時の確認等の事務が適正に行われると認められるものとして国税庁長官から承認を受けたものをいいます。

- (3) 非居住者又は外国法人が支払を受ける利付振替国債等の償還差益について所得税及び法人税を課さないこととされました。 521

4 振替社債等の利子等の課税の特例の創設

- (1) 非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される振替社債等（その利子の額が振替社債等の発行者等の利益の額等に連動するものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益について、所得税及び法人税を課さないこととされました。 522

- (2) 上記(1)の措置は、振替社債等の発行者と特殊の関係のある者が支払を受 524

ける利子及び償還差益については適用されません。	
(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。	
5 民間国外債等の利子等の課税の特例の改正	
民間国外債等の利子等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が撤廃されました。	
(1) 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとするものとされました。	528
① その利子の額が民間国外債の発行者等の利益の額等に連動する場合の当該民間国外債	
② 民間国外債の発行者と特殊の関係のある者が有する当該民間国外債	
(注) 発行者と特殊の関係のある者とは、発行者との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある者等をいいます。	
(2) 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置を講じた上、廃止することとされました。	529
(3) 国内金融機関等が支払を受ける上記①①又は②に該当する民間国外債の利子について、源泉徴収を免除することとされました。	529
6 特定短期公社債に係る源泉徴収の免除等の特例の改正	
(1) 外国法人が支払を受ける特定短期社債の償還差益について所得税及び法人税を課さないこととされました。	531
(2) 外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益について法人税を課さないこととされました。	531
7 外国組合員に対する課税の特例の改正	534
外国組合員に対する課税の特例について、本特例の適用要件における「業務の執行」は、いわゆる利益相反取引に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まないこととされました。	
8 資本に係る取引等に係る税制の見直しに係る国際課税関係の改正	535
自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、外国子会社配当益金不算入制度を適用しないこととする等の所要の措置が講じられました。	
9 外国税務当局との情報交換に関する規定の創設	536
外国税務当局との情報交換に関し、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定が創設されました。	

10 その他の国際課税の改正

- (1) 国際課税に関する罰則について、所要の見直しが行われました。
- (2) 保険法の制定に伴い、生命保険契約及び損害保険契約の範囲が明確化されました。

538

539

租税条約・協定の締結・改正

本文
参照頁

【日本・バミューダ新租税協定】

日本とバミューダとの間で租税協定が新たに締結され、第174回通常国会で承認されました（平成22年（2010年）5月）。本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報の交換の実施を可能とするものであり、G20等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

また、本協定は、人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定しています。

1 情報の交換

- (1) 対象となる租税（第4条）

本協定の情報交換の対象となる租税の範囲について規定しています（我が国については所得税、法人税、住民税、相続税及び贈与税）。

543

- (2) 要請に基づく情報の交換（第5条）

以下のものが主に規定されています。

543

① 情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」といいます。）の権限のある当局は、この協定の実施又は第4条に規定する租税に関する法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行うため、要請に応じて情報を提供すること。

② 被要請者は、情報の提供を要請された場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとること。

③ 各締約者は、金融機関等が保有する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を、自己の権限のある当局に対して付与することを確保すること。

- (3) 要請を拒否することができる場合（第7条）

以下のものが主に規定されています。

545

① 情報の提供の要請が本協定に従って行われていない場合等には、被要

請者の権限のある当局は支援を拒否することができること。	
② 本協定は、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報については提供する義務が課されるものではないこと。	
(4) 秘密（第8条）	546
本協定に基づいて受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課又は徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示することができること等について規定しています。	
2 課税権の配分	
(1) 対象となる者（第11条）	546
課税権の配分に関する規定は、日本又はバミューダの居住者である個人に適用することを規定しています。	
(2) 対象となる租税（第12条）	546
課税権の配分に関する規定の対象となる租税の範囲について規定しています（我が国については所得税、住民税）。	
(3) 退職年金等（第14、15、16条）	547
退職年金に対しては、居住地においてのみ課税できること（第14条）、政府職員が受け取る給与所得等に対しては、政府職員の派遣元においてのみ課税できること（第15条）、学生又は事業修習者が滞在地外から送金されて受け取った生計費又は学費等については、滞在地で免税となること等（第16条）、を規定しています。	548
3 その他の規定の整備	
上記のほか、次のような規定も定められました。	
(1) 相互協議手続（第17条）	549
課税権の配分に関する規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てを行うこと、及び権限のある当局は相手の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定しています。	
(2) 不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止（第18条）	549
相手の居住者又は国民に対して、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある自らの国民に適用する措置よりも不利益な又は制限的な租税に係る課税措置を適用してはならぬことを規定しています。	
4 効力発生・適用開始	550
本協定は、双方においてそれぞれの法令上の手続（我が国の場合は国会の承認）を経た後、その手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じ、その効力を生ずる日以後に課される租税について適用されます。ただし、課税権の配分に関する規定は、効力を生ずる年	

の翌年から適用されることとなり、例えば、2010年12月31日以前に効力を生ずる場合には、本協定は次のものに適用されます。

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、2011年1月1日以後に租税を課される額
- (2) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2011年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

【日本・シンガポール租税協定の改正、日本・マレーシア租税協定の改正、日本・ベルギー租税条約の改正及び日本・ルクセンブルク租税条約の改正】

日本・シンガポール租税協定、日本・マレーシア租税協定、日本・ベルギー租税条約及び日本・ルクセンブルク租税条約について改正が行われ、第174回通常国会で承認されました（平成22年（2010年）5月）。

これらの改正は、現行の条約又は協定（以下「条約等」といいます。）の租税に関する情報の交換に係る規定を国際標準に沿った規定とするものです。改正後の条約等においては、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報の交換の実施が可能となり、G20等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

なお、これらの改正は、これらの条約等を改正する議定書（以下「改正議定書」といいます。）の締結により、行われました。

1 主たる改正点（改正議定書第1条。ただし、日本・ルクセンブルク租税条約改正議定書については、第2条）

(1) 情報交換の対象となる情報

権限のある当局は、条約等の規定の実施又は両国若しくは地方政府等が課するすべての種類の租税に関する両国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することとされ、情報交換の対象となる租税は、条約等の対象となる税目に限定されることなく、すべての種類の租税に拡大されました。

(2) 自国の課税目的がない場合

情報の提供を要請された国は、自国の課税目的がない場合であっても、要請された情報を入手するための必要な措置を講ずることを義務付けられ、自己の課税目的がないことのみを理由として情報提供を拒否することはできないとする規定が追加されました。

(3) 銀行等が有する情報等

情報の提供を要請された国は、銀行等が有する情報等であることのみを理由として情報提供を拒否することはできないとする規定が追加されました。

552
554
557
560

2 効力発生・適用開始

(1) 日本・ルクセンブルク租税条約改正議定書

561

本改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国の場合は国会の承認）を経た後、その国内手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じ、その効力を生ずる日以後に課される租税について適用されます。

(2) 日本・ベルギー租税条約改正議定書

559

本改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国の場合は国会の承認）を経た後、国内手続が完了したことを相手国に通告し、遅い方の通告が受領された日から30日目の日に効力を生じ、我が国については、その効力を生ずる年の翌年以後に課される租税から、ベルギーについては、その効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税期間又は同日以後に生ずる課税対象から適用されます。

(3) 日本・シンガポール租税協定改正議定書

553

本改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国の場合は国会の承認）を経た後、国内手続が完了したことを相手国に通告し、遅い方の通告が受領された日から30日目の日に効力を生じます。

(4) 日本・マレーシア租税協定改正議定書

556

本改正議定書は、両国においてそれぞれの国内手続（我が国の場合は国会の承認）を経た後、その国内手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じ、その効力を生ずる年の翌年から適用されます。

【日本・クウェート新租税条約】

日本とクウェート国との間で租税条約が新たに締結され、第174回通常国会で承認されました（平成22年（2010年）5月）。本条約は、両国間の投資・経済活動に係る課税範囲を確定すること等により、国際的な二重課税を調整するものです。また、この締結により、両国の税務当局間の相互協議や租税に関する情報交換の枠組みが構築されることとなります。これらにより、進出企業に対する課税の法的安定性が確保され、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流が一層促進されることが期待されます。

1 事業利得（第7条）

568

事業利得に対する課税について、国際的な租税条約モデル及び我が国の他の租税条約の規定と同様に、相手国の企業が取得する事業利得については、恒久的施設がなければ課税することができない（「恒久的施設なければ課税なし」の原則）ことを規定しています。また、恒久的施設がある場合におい

ても、課税対象となる当該企業の事業利得は、当該恒久的施設に帰せられる部分のみであること（帰属主義）を規定しています。

2 投資所得に係る限度税率の設定（第10、11、12条）

(1) 配当（第10条）

571

配当に対する源泉地国での限度税率について、一般の配当については10%、持株割合10%以上の親子間配当については5%とすることを規定しています。

(2) 利子（第11条）

572

利子に対する源泉地国での限度税率について、10%としつつ、利子の受益者が政府が全面的に所有する機関等である場合は源泉地国免税とすることを規定しています。

(3) 使用料（第12条）

573

使用料に対する源泉地国での限度税率について、10%とすることを規定しています。

3 匿名組合に係る所得等（第20条）

579

匿名組合に関連して、匿名組合員が取得する所得及び収益に対して、源泉地国において国内法に従った課税ができることとしています。

4 その他の規定の整備

最近の国際的な租税条約モデル及び我が国の他の租税条約の規定に沿って、上記のほか、次のような規定も定められました。

(1) 無差別待遇（第23条）

581

両締約国で課されるすべての租税に関して、国籍無差別（相手国の国民について、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある自国民よりも課税上不利な取扱いをしてはならない。）、PE無差別（相手国の企業が自国に有する恒久的施設について、同様の活動を行っている自国の企業よりも課税上不利な取扱いをしてはならない。）、支払先無差別（独立企業の原則を適用する場合を除き、利子等の受益者が相手国の居住者であることを理由に、支払者の課税所得の計算上、差別的な取扱いをしてはならない。）、資本無差別（外資系企業を差別してはならない。）を規定しています。

(2) 相互協議手続（第24条）

582

本条約に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てを行うこと、及び権限のある当局は相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることを規定しています。

(3) 情報の交換（第25条）

582

両締約国で課されるすべての租税に関する権限のある当局間での情報の交換の実施について規定しています。

5 効力発生・適用開始

584

本条約は、両国においてそれぞれの国内手続(我が国の場合は国会の承認)を経た後、その国内手続の完了を通知する外交上の公文の交換の日の翌日から30日目の日に効力を生じ、その効力を生ずる年の翌年から適用されます。例えば、2010年12月31日以前に効力を生ずる場合には、本条約は次のものに適用されます。

- (1) 源泉徴収される租税に関しては、2011年1月1日以後に租税を課される額
- (2) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2011年1月1日以後に開始する各課税年度の所得
- (3) その他の租税に関しては、2011年1月1日以後に開始する各課税年度の租税

消費税法等の改正

本文
参照頁

1 事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用の見直し

- (1) 次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととされました。

590

591

- ① 課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間

- ② 資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の基準期間がない事業年度

- (2) 上記(1)により事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととされました。

592

2 罰則の見直し

593

消費税に係る罰則に関し、脱税犯に係る法定刑の引上げを行うとともに、秩序犯に係る法定刑の引上げ等が行われました。

3 その他の改正

- (1) 資金決済に関する法律の制定に伴い、消費税が非課税とされる物品切手に類するものの範囲についての所要の規定の整備が行われました。

593

- (2) 特定輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送について、消費税が免税と

594

される輸出類似取引の範囲に加えることとされました。 (3) 非課税とされる身体障害者用物品について、個別商品の改廃等が行われました。	595
--	-----

租税特別措置法等（揮発油税及び地方揮発油税・自動車重量税・たばこ税・酒税・印紙税等関係）の改正	本文参照頁
一 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の改正等 1 平成30年3月末までの10年間の措置とされていた、揮発油税及び地方揮発油税に係る税率の特例措置は、廃止することとされました。その上で、厳しい財政事情や、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、現在の税率水準を維持することとされました。 2 揮発油の平均小売価格が、連続する3ヶ月間における各月において1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置の適用を停止する等の措置が講じられたほか、当該停止の場合の手持品に係る税の控除等の措置が講じられました。 二 自動車重量税の税率の特例の改正等 1 自動車重量税の税率の特例措置について、車体の環境負荷に応じた次のような複数税率を設定することにより、温室効果ガスの排出削減を促すこととされました。 ① 電気自動車、ハイブリッド自動車等のいわゆる「次世代自動車」については、自動車重量税法で定める本則税率を適用。 ② ①及び③以外の自動車については、自動車重量税の税率の特例による税率を一定程度引下げ。 ③ 新車新規登録から18年を経過した自動車については、従来の税率水準を維持。 2 自動車重量税の軽減等の特例措置の対象に一定の排ガス性能・燃費性能を備えた車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラック等が追加されました。 三 たばこ税の税率引上げ等 1 たばこ税の税率の引上げ (1) たばこ税の税率が、平成22年10月1日から1,000本当たり1,750円（地方分も合わせれば3,500円）引き上げられました。 (2) 平成22年10月1日において製造たばこを製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のため一定数量以上を所持する者に対しては、手持品	598 598 602 605 606 607

課税を行うこととされています。	
(3) 平成22年10月1日前に未納税移出等された製造たばこが、同日以後に条件不履行などにより課税されることとなった際の税率は、引き上げられた後の税率が適用されることなどの経過措置が講じられました。	608
2 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されるとともに、平成22年10月1日以後に輸入されるものに係る税率が1,000本あたり3,500円引き上げられました。	610
四 その他の改正	
1 酒税関係	
(1) ビールに係る酒税の税率の特例措置について、軽減割合が引き下げられた上、その適用期限が3年延長されました。	611
(2) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	611
2 石油石炭税関係	
(1) 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が2年（輸入農林漁業用A重油については1年）延長されました。	612
(2) 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付措置の適用期限が2年（国産農林漁業用A重油については1年）延長されました。	613
3 航空機燃料税関係	614
沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象に貨物便が追加されました。	
4 印紙税関係	615
保険法の施行（平成22年4月1日）に伴い、印紙税の課税物件である「保険証券」の範囲について明確化が図られました。	
5 罰則の見直し	619
脱税犯及び秩序犯に係る法定刑の引上げ等罰則の見直しが行われました。	

租税罰則・国税通則・国税徴収関係の改正	本文参照頁
一 租税に関する罰則（国税関係）の見直し 1 脱税犯に係る法定刑の引上げ等 (1) 脱税犯に係る法定刑の引上げ ① 直接税及び消費税の脱税犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前5年（源泉所得税に係るものは3年））に、罰金刑の上限（定額部分）が	624

1,000万円（改正前500万円）にそれぞれ引き上げられました。また、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円（改正前100万円）に、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円（改正前50万円）にそれぞれ引き上げられました。	
② 間接税等（消費税を除く。）の脱税犯に係る懲役刑の上限が10年（改正前5年）に、罰金刑の上限（定額部分）が100万円（改正前50万円（印紙税は20万円））にそれぞれ引き上げられました。また、間接税等のうち航空機燃料税及び電源開発促進税については5年（改正前3年）に、印紙税については3年（改正前1年）にそれぞれ引き上げられました。	
(2) 所得税の脱税犯（ほ脱犯・不正受還付犯）の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものが加えられました。	627
(3) 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限が、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円（改正前50万円）に、これらの者の相手方については150万円（改正前30万円）にそれぞれ引き上げられました。	628
(4) 所得税（源泉所得税に係るもの）、航空機燃料税及び電源開発促進税の納税者の代理人等（行為者）が、納税者の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合における納税者の業務主（法人又は業務主たる個人）としての罪の公訴時効期間は、代理人等（行為者）に係る罪の公訴時効期間によるものとされました。	628
2 秩序犯に係る法定刑の引上げ等	
(1) 秩序犯に係る法定刑の引上げ	629
① 直接税、消費税及び酒税の申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等の秩序犯に係る罰金刑の上限が50万円（改正前20万円）に引き上げられました。	
② 間接税等の申告書不提出犯、検査忌避犯、記帳義務違反犯、免税物品の不正譲受渡犯及び免税用途外消費等の秩序犯（印紙税法24条に規定するものを除く。）並びに国税徴収法に規定する検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、1年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限が50万円（改正前20万円～3万円）に引き上げられました。	
(2) 申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告書及び義務的期限後申告書を提出しない場合が加えられました。	630
(3) 間接税等に設けられている科料規定が廃止されました。	633
3 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の見直し	633
国税の調査又は国税の徴収等に関する事務に従事している者又は従事していた者による守秘義務違反について、国税通則法に統一的な罰則規定（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を設けることとされました。	

二 国税通則関係の改正	
Ⅰ 法人税法の改正に伴う国税通則法の改正	642
完全支配関係がある法人の間の資産の譲渡損益の調整制度の創設等に伴い、分割等に係る更正決定等の期間制限の特例について所要の整備が行われました。	
三 国税徴収関係の改正	
1 子ども手当の支給を受ける権利等について、国税滞納処分による差押えを禁止する措置が講じられました。	643
2 国税の滞納処分による差押えが禁止される社会保険制度に基づく退職手当等の対象に、新たに支給されることとなる特例老齢農林一時金が追加されました。	644

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の制定	本文 参照頁
1 目的	645
租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。	
2 対象とする租税特別措置	646
対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とされています。	
3 適用実態調査の実施	
(1) 財務大臣は、法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等は除かれます。）について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査することとされました。	647
(2) (1)のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができるとされました。	682
4 適用額明細書の提出義務	682
法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置の適用を受けよ	

うとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととされました。	
なお、適用額明細書について、故意による不提出や虚偽記載がある場合には、法人税関係特別措置の適用はないものとされています。	
5 報告書の作成と国会への提出 財務大臣は、毎会計年度、適用実態調査により把握した租税特別措置ごとの適用者数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととされました。 なお、この報告書は、翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とすることとされています。	685
6 適用実態調査情報の提供等 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により収集した情報（以下「適用実態調査情報」といいます。）の提供を求めることができることとされました。 また、財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査情報を適正に管理すること及び適用実態調査情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととされるとともに、適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務が課されました。	686

地方税法等の改正	本文 参照頁
1 総則 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられました。	695
2 個人住民税 (1) 平成24年度から、扶養親族のうち、16歳未満の者に対する扶養控除を廃止することとされました。	698
(2) 平成24年度から、特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とすることとされました。	699
(3) 平成24年度から、同居の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者であ	699

る場合において、配偶者控除又は扶養控除の額に23万円を加算する措置について、特別障害者に対する障害者控除の額に23万円を加算する措置に改めることとされました。

(4) 平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとされました。 700

(5) 平成24年度から、調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずることとされました。 701

(6) 平成25年度から、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとされました。 702

(7) 平成25年度から、生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とすることとされました。 702

① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）に係る控除

イ 介護医療保険契約等に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除（適用限度額28,000円）が設けられました。

ロ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ28,000円とされました。

ハ 各保険料控除の控除額の計算については、年間の支払保険料等が12,000円以下の場合は、支払保険料等の全額、12,000円超32,000円以下の場合は支払保険料等×1/2+6,000円、32,000円超56,000円以下の場合は支払保険料等×1/4+14,000円、56,000円超の場合は28,000円（一律）とされました。

② 平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）を適用することとされました。

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合については、①ロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額28,000円）とされました。

イ 新契約の支払保険料等につき、上記①ハの計算式により計算した金額

ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記②の従前の保険料控除を適用し

て計算した金額	
(8) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されました。	703
(9) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長されました。	704
(10) 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとされました。	704
3 地方法人課税	
(1) 法人住民税について、完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられました。	706
① 清算所得の廃止に伴う所要の措置が講じられました。	
② 法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこととされました。	
(2) 法人事業税について、完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられました。	707
① 清算所得の廃止に伴う所要の措置が講じられました。	
② みなし事業年度について、国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置が講じられました。	
4 法人事業税	
(1) 法人事業税の資本割の課税標準について、資本金又は資本準備金を欠損のてん補又は損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置が講じられました。	709
(2) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。	710

5 不動産取得税

- | | |
|---|-----|
| (1) 特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人からその残余財産を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、その残余財産である不動産について、非課税とする特例措置が講じられました。 | 710 |
| (2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加することとされました。 | 711 |
| (3) 次のとおり、税負担軽減措置等の適用期限が延長されました。 | 711 |
| ① 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。 | |
| ② 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。 | |
| ③ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。 | |
| ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。 | |
| ⑤ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。 | |
| (4) 次のとおり、税負担軽減措置等の縮減・合理化が行われました。 | 712 |
| 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、当該不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合が除外されました。 | |
| (5) 次の税負担軽減措置等が廃止されました。 | 713 |
| ① 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が | |

当該現物出資に伴い取得する不動産に係る非課税措置

- ② 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置
- ③ 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置
- ④ 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置
- ⑤ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置
- ⑥ 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置
- ⑦ 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置
- ⑧ マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除きます。）に係る課税標準の特例措置
- ⑨ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置
- ⑩ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置
- ⑪ 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限ります。）に係る課税標準の特例措置
- ⑫ 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置
- ⑬ 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る課税標準の特例措置
- ⑭ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規

定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置	
⑮ 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置 (6) 次の税負担軽減措置等については、適用期限を延長した上で、次の適用期限到来時には再延長しないこととされました。 ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置 ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置 ③ 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置 ④ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋に係る課税標準の特例措置 ⑤ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置	716
6 自動車税 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象の見直しを行った上、適用期限が2年延長されました。	718
7 自動車取得税 (1) 環境への負荷の少ない自動車の取得に対して、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとされました ① 税率が75%軽減 ・平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車	719

・平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車 で平成27年度燃費基準を満たすもの	
② 税率が50%軽減	
・平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない 自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	
(2) 環境性能に優れたディーゼル車の取得に係る税率の特例措置について、 軽減対象を拡充した上、その適用期限が延長されました。	719
(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例 措置について、軽減対象を拡充した上、その適用期限が2年延長されまし た。	720
(4) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅 客運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措 置について、その適用期限が2年延長されました。	720
8 暫定税率等	
(1) 軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率を廃止した上で、当 分の間、現在の税率水準を維持することとしたほか、揮発油価格の異常な 高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置 が創設されました。	721
(2) 自動車取得税については、改正前の10年間の暫定税率を廃止した上で、 当分の間、現在の税率水準を維持することとされました。	722
(3) 自動車重量譲与税については、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方 に減収が生じることのないよう、当分の間、自動車重量譲与税の譲与割合 を3分の1から1,000分の407に引き上げることとされました。	722
9 固定資産税及び都市計画税	
(1) 税負担軽減措置の新設・拡充	
① 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が平成22 年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した国の補助又は国の 貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に ついて、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間はその 価格の2分の1とする特例措置が創設されました。	722
② 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200ト ン以上の航空機又は200トン未満で地方路線の就航時間割合が3分の2 未満の航空機の課税標準を最初の3年間はその価格の3分の2、200ト ン未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を 最初の5年間はその価格の5分の2とした上、その対象資産に平成23年 度までに新たに固定資産税が課されることとされました。	723

- ③ 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃することとされました。
- (2) 次のとおり、税負担軽減措置の適用期限の延長が行われました。
- ① 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が1年延長されました。
- ② 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が4年延長されました。
- ③ 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が1年延長されました。
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が1年延長されました。
- ⑤ 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が1年延長されました。
- ⑥ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得した公共施設等の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が5年延長されました。
- ⑦ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が5年延長されました。
- ⑧ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
- ⑨ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関す

723

723

る法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が2年延長されました。

- ⑩ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が2年延長されました。
 - ⑪ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が2年延長されました。
 - ⑫ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が1年延長されました。
 - ⑬ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が1年延長されました。
 - ⑭ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が3年延長されました。
 - ⑮ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が3年延長されました。
- (3) 次のとおり、税負担軽減措置の整理合理化が行われました。
- ① 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から鉦さい等の処理施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油又は廃プラスチック類の処理施設、湖沼水質保全のための汚水処理施設、水質汚濁防止のための地下水浄化施設、優良更新代替設備及び一定の産業廃棄物の焼却施設を除外し、水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格の3分の1とし、産業廃棄物処理施設については課税標準をその価格の3分の1とし、下水道除害施設については課税標準をその価格の4分の3とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ② 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分はその価格の3分の2とし、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律に基づき外貿埠頭公社

が承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4とした上、その適用期限が2年延長されました。

- ③ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後3年度間はその価格の5分の4又は4分の3とし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5又は5分の4とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ④ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の3とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ⑤ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、資本金の額若しくは出資金の額が50億円未満の会社又は個人が新設するものに対象を限定し、無線設備を対象から除外した上、その対象資産の取得期限が1年延長されました。
 - ⑥ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ⑦ 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を取得後5年度間その価格の4分の3とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ⑧ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後10年度間はその価格の2分の1とした上、その対象資産の取得期限が2年延長されました。
 - ⑨ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の4分の3とした上、その適用期限が2年延長されました。
- (4) 次の税負担軽減措置が廃止されました。
- ① 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置

- ② 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置
- ③ 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ④ 一般と畜場の設置者が取得した牛の処理を衛生的に行うための一定の衛生設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
- ⑤ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑥ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑦ 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑧ 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑨ 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑩ 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑪ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
- ⑫ 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置
- ⑬ 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置

10 国有資産等所在市町村交付金	728
空港法に規定する東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置について、その対象資産の取得期限が1年延長されました。	
11 道府県たばこ税及び市町村たばこ税	
(1) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税については、1,000本につき430円、市町村たばこ税については、1,000本につき1,320円引き上げることとされました。	729
(2) 旧3級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税については、1,000本につき205円、市町村たばこ税については、1,000本につき626円引き上げることとされました。	729
(3) 平成22年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととされました。	729
(4) 納付された市町村たばこ税の額のうち課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村から都道府県に対して交付することについて、当該課税定額の算定の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を2（改正前3）とすることとされました。	730
12 事業所税	730
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止することとされました。	
13 国民健康保険税	
(1) 国民健康保険税の減額措置に係る基準について、応益割合に係る基準を廃止する等所要の措置が講じられました。	730
(2) 国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額を、これらの金額中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額をその金額の100分の30に相当する金額として計算した金額とする特例措置が講じられました。	731
14 地方税における税負担軽減措置等の透明化	
(1) 総務大臣は、毎年度、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとし、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常	732

例とすることとされました。

- (2) 総務大臣は、報告書を作成するに当たり、地方税における税負担軽減措置等の適用実態等を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報等の提供を求めることができるものとされました。

735